令和8年度　第2回　静岡市梅ケ島ワイン生産地化検討会

開催日：2026 年 9 月 25 日(金) 14:00～15:30

会　場：静岡庁舎8階　市長公室

次　第

1　開会

2　市長あいさつ

3　第 1 回検討会以降の検討状況について(説明)　・・・資料1

(1)地域未来戦略への位置付け及び地域未来交付金の申請状況

(2)事業内容の具体化及び今後のスケジュール

4　検討事項「梅ケ島ワイン生産地化に向けた今後の進め方について」・・・ 資料2、3、4

(1)試験栽培及び調査研究の進め方

(2)醸造及び醸造所整備の進め方

(3)民間事業者の参入・事業移行に向けた進め方

(4)今後の検討課題及び事業スケジュール

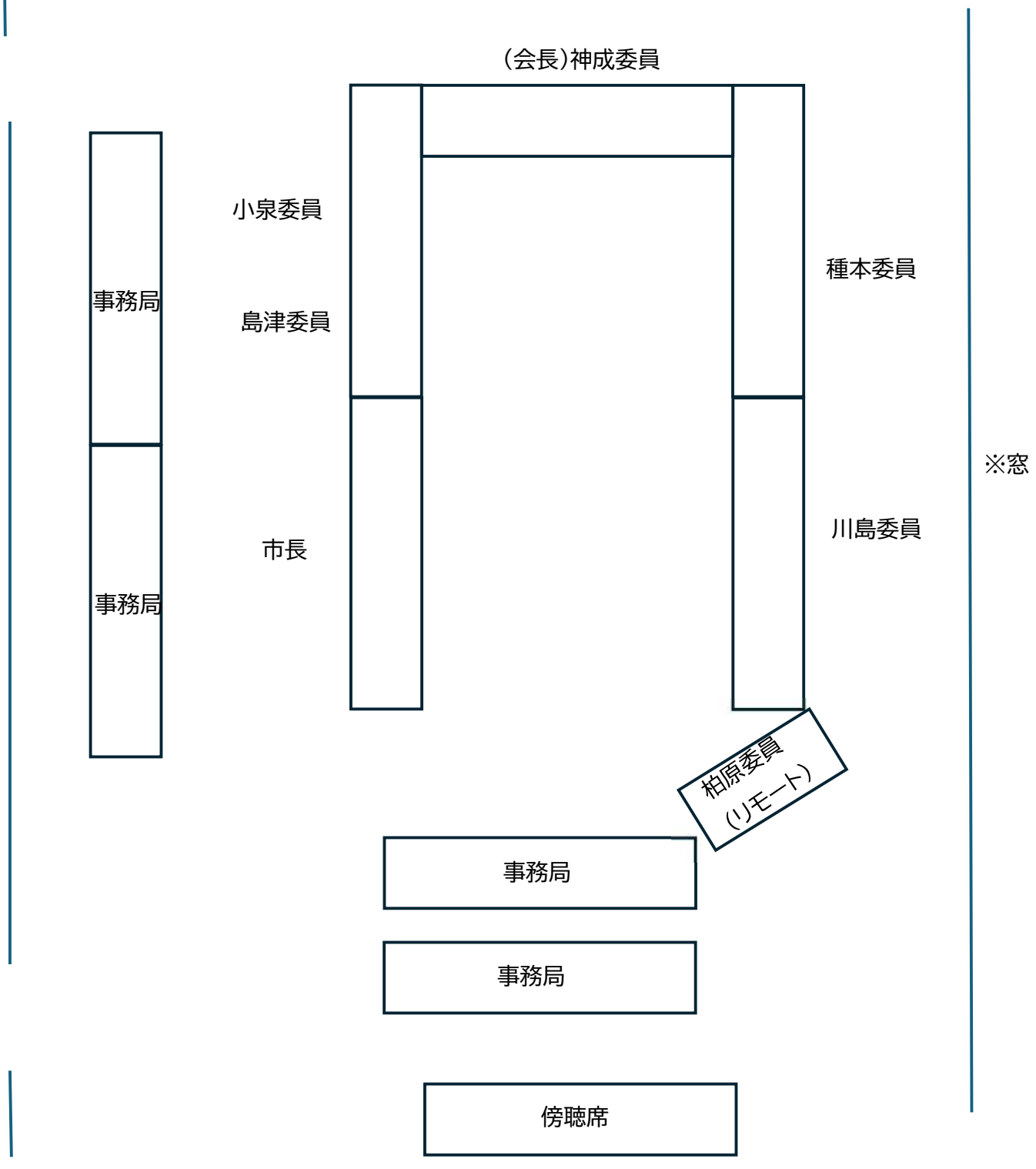
5 その他連絡事項

6 閉会

席次表

令和８年9月25日(金)14時～

８階市長公室



静岡市梅ケ島ワイン生産地化検討会　委員名簿

	役割	氏名	所属	9/25出欠
1	委員（農業情報科学）	神成淳司	・慶應大学環境情報学部　教授 ・静岡市政策アドバイザー	○
2	委員（ワイン販売・マーケティング）	種本祐子	・株式会社TYO　代表取締役 ・静岡市6次産業化アドバイザー	○
3	委員（ワイナリー経営（栽培・醸造・販売））	川島　旭	・AKIRA コーポレーション WINE　代表 ・静岡市6次産業化アドバイザー	○
4	委員（食・観光）	柏原光太郎	・Kassie＆Co.株式会社　代表取締役 ・静岡市6次産業化アドバイザー	○ （リモート）
5	委員（土壌微生物）	竹山春子	・早稲田大学　理工学術院 先進理工学部生命医科学科　教授	×
6	委員（地域代表）	小泉住雄	・梅ケ島学区自治会連合会　会長	○
7	委員（農業行政）	島津秀雄	・静岡市農業政策監	○

8		難波喬司	静岡市長	○

資料1

3 第１回検討会以降の検討状況について

(1)地域未来戦略への位置付け及び地域未来交付金の申請状況

【地域未来戦略】

本事業を梅ケ島の自然環境や地域資源を活かしたワイン生産地化を通じ、新たな産業の創出や地域経済の活性化を図る取組として、国(内閣府)の「地域未来戦略」の中の 「地域産業クラスター計画 」へ登載を予定している。

※「地域未来戦略」について
国が示す方針のもと、都道府県が地域の産業構造や強みを踏まえ、産学官等の連携の連携により地域産業の成長や高付加価値化を図るため、重点分野や具体的な取組みの方向性を定める戦略。

【地域未来交付金】

事業の具体化に当たっては、国(内閣府)の「地域未来交付金」を活用し、ワイン用ブドウの試験栽培、土壌等の調査研究、試験醸造を行うための醸造環境の整備など、民間事業者による本格的な事業展開に向けた基盤づくりを進めることとしている。

8 月に地域未来交付金の申請を行っており、11 月下旬の交付決定を予定していることから、交付金を活用する事業については、交付決定後、順次着手する予定である。

※「地域未来交付金」について
内閣府が所管する交付金で、地域未来戦略に位置付けられた取組等を対象に、地域の産業競争力の強化や新たな付加価値の創出、地域経済の持続的な成長につながる事業を財政面から支援する交付金制度。

（2） 第１回検討会以降の事業内容の具体化

第１回検討会では、行政・民間・大学・研究機関等がそれぞれの強みを活かして連携するとともに、行政は基盤整備や研究・実証等の公益性の高い分野を担い、民間事業者はブドウ栽培、ワイン醸造、商品開発、販売等の事業・収益部門を担うことを基本的な考え方として整理した。

その後、事業内容の具体化を進める中で、**ワイン用ブドウの栽培実績がない梅ケ島において、当初から民間事業者に栽培・醸造への参入を求めることは、事業者にとって一定の参入リスクとなる**ことから、①市が初期段階の実証を担い、事業化に必要な知見、データ、ノウハウ等を蓄積した上で、②民間事業につなげていく方向で検討を進めている。

①ワイン用ブドウの試験栽培・調査研究

市が梅ケ島に放棄茶園を活用した試験圃場を設け、専門的な知見を得ながらワイン用ブドウの栽培実証を行う。

あわせて、土壌、気象、ブドウの生育・成分等に関するデータの収集・分析を行い、多雨な気象条件や鳥獣害等の地域特性への対応を含め、梅ケ島に適した品種や栽培方法等について検証する。

これらの取組を通じて、将来、民間事業者が本格的なブドウ栽培に参入する際の不確実性を低減するための知見やデータを蓄積する。

②醸造所の整備・醸造

梅ケ島産ブドウが収穫できるまでには一定の期間を要することから、その期間を利用して、醸造技術の習得を図る。そのために、市が必要最小限の醸造施設を先行して整備し、民間事業者が、他産地ブドウ等を原料とした醸造を開始する。

醸造技術、設備の運用、品質管理等に関する知見やノウハウを蓄積し、梅ケ島産ブドウの収穫後は、そのブドウを原料とした醸造へ展開する。

また、第１回検討会では、公募により選定した民間事業者が醸造所の改修及び醸造施設の整備を行うことを想定していたが、 市が初期段階の醸造環境を先行整備することで、民間事業者の参入リスクの低減を図る方向で検討を進めている。

③民間事業化に向けた基本的な考え方

第１回検討会で整理したとおり、最終的には民間事業者がブドウ栽培、ワイン醸造、商品開発、販売等を一体的に行い、自立した事業として展開することを基本とする。

市は、初期段階において栽培・醸造のための調査研究や、必要な基盤整備等を行い、その成果として得られたデータ、技術、ノウハウ等を蓄積・公表することで、民間事業者が参入を判断しやすい環境を整え、民間による本格的な事業展開につなげていく。

資料２

４ 検討事項「梅ケ島ワイン生産地化に向けた今後の事業の進め方について」

（1）試験栽培及び調査研究の進め方

①取組内容

- 試験圃場の整備及びワイン用ブドウの植栽・栽培 【実施主体：市（地域おこし協力隊）】
- 土壌調査、土壌微生物等の解析 【実施主体：市（理化学研究所）】
- 気象、生育状況、ブドウ成分等のデータ収集・分析 【実施主体：市（理化学研究所）】
- 品種、栽培方法、多雨対策、鳥獣害対策等の検証 【実施主体：市（理化学研究所）】
- 専門的知見を活用した栽培指導・検証 【実施主体：市（地域おこし協力隊、専門家指導）】

③ご意見をいただきたい事項

- 試験栽培の段階で検証しておくべき事項
- 将来の民間事業者による栽培への展開を見据え、蓄積しておくべきデータや知見
- その他、試験栽培・調査研究を進める上で留意すべき事項

（2）醸造及び醸造所整備の進め方　　資料3参照

①酒類製造免許と生産量について

酒類を製造する場合は、酒税法に基づき、酒類の品目ごと、かつ醸造場ごとに、所在地を所管する税務署長から「実際に酒類を製造する者」が製造免許を受ける必要がある。

ワインは「果実酒」に該当し、通常の果実製造免許では、免許取得後1年間の製造見込数量が6,000ℓ以上であること（最低製造数量基準）のほか、経営基盤、製造技術、製造設備等の要件を満たす必要がある。

なお、構造改革特区制度（ワイン特区）では、地域の特産物として指定された果実を原料とするなど一定の要件を満たす場合、果実酒の最低製造数量基準が 6,000ℓから 2,000ℓに緩和される。梅ケ島では、現時点でワイン用ブドウが地域の特産として確立していないことから、本事業では同制度の活用を前提とせず、通常の果実酒製造免許による年間 6,000ℓ以上の製造を基本とする。

②醸造所整備の条件

市が先行整備する醸造所は、将来の本格的な民間ワイナリーの完成形を先行して整備するものではなく、醸造に伴う研究・実証に必要な機能を備えた小規模な醸造環境として整備する。

一方、醸造設備は、醸造方法や製品づくりとの関係が深く、市が先行して設備や仕様を固定することで、将来参入する民間事業者の設備選択の自由度を狭めたり、追加投資が必要となる可能性がある。

このことから、**醸造に必要な機能を確保しつつ、醸造を実施する民間事業者が有効に活用するための設備構成や、市の先行整備・導入設備の範囲について検討する必要がある。**

【醸造の前提条件（案）】

・生産量：6,000ℓ/年

・最大 400ℓの醸造タンクを複数台設置して、年間複数回転させる

③ご意見をいただきたい事項

- 醸造を行うために必要な機能及び設備
- 民間事業者による醸造事業実施に当たり、市が先行して整備・設備導入の適当な範囲・水準
- 将来の追加投資や二重投資をできる限り抑えるため、整備・設備導入に当たり留意すべき事項
- 醸造事業の初期段階で、検証・蓄積しておくべき事項

（3）民間事業者の参入・事業移行に向けた進め方

①検討が必要な事項

現時点では、民間事業者（醸造事業者）の公募・選定時期を 2027 年度上半期に想定している。

今後、民間事業者へのヒアリング等を踏まえながら、具体的な参入・移行方法や時期を検討する。

②ご意見をいただきたい事項

- 民間事業者（醸造事業者）が参入を判断するために必要となる実証成果、情報、条件等
- 民間事業者（醸造事業者）の公募・選定を行う時期を検討する上で考慮すべき事項
- 市による栽培試験から民間事業者による本格事業へ移行する際に留意すべき事項

（4）今後の検討課題及び事業スケジュール

【今後の検討課題】

試験栽培・醸造等の実証を進めながら、特に次の事項について具体化を図る。

- **民間事業者の公募・選定時期**
 どの程度の実証成果を示した段階で民間事業者を募集することが、事業者の参入判断につながるか。
- **ブドウ栽培の民間展開・規模拡大**
 試験栽培の成果を踏まえ、民間事業者による栽培や圃場の拡大へどのようにつなげていくか。

【事業スケジュール】　資料4参照

- **2026 年度から、事業化に向けた基盤づくりに着手する。**
 地域未来交付金の交付決定後、試験圃場の整備、土壌等の調査研究、醸造所の設計・改修、醸造設備の整備等を順次進める。
- **ブドウ試験栽培と醸造を並行して進める。**
 試験圃場では、ワイン用ブドウを植栽し、梅ケ島の気象・土壌条件等に適した栽培方法を検証する。
 一方、ブドウの収穫までには数年を要するため、その期間を利用して、醸造技術の習得を図る。そのために、市が必要最小限の醸造環境を先行整備し、民間事業者が、他産地ブドウ等

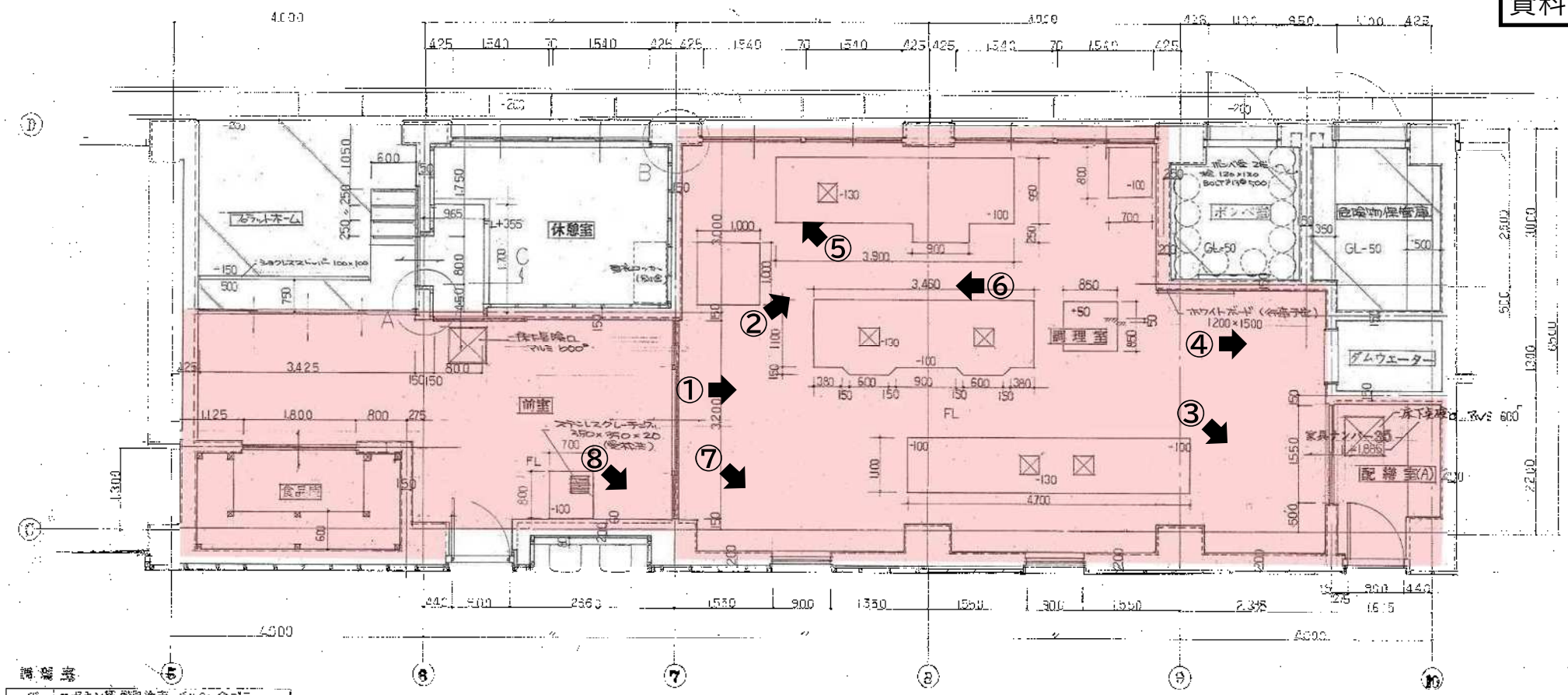
を原料とした醸造を開始する。

- **他産地産ブドウによる醸造から、梅ケ島産ブドウによる醸造へつなげる。**
 他産地産ブドウによる醸造を通じて、醸造技術、設備運用、品質管理等に関する知見・ノウハウを蓄積する。梅ケ島産ブドウが収穫できるようになった段階で、そのブドウによる醸造へ展開し、栽培条件やブドウの特性と醸造結果との関係を検証する。
- **市による実証成果を、民間事業者による本格事業化へつなげる。**
 市が継続的に栽培・醸造を担うのではなく、試験栽培、調査研究、醸造を通じて得られたデータ、技術、ノウハウ等を蓄積し、民間事業者が参入を判断しやすい環境を整える。
- **民間事業者の公募・選定や本格事業への移行時期等は、今後の実証状況等を踏まえて検討する。**
 現時点で時期を確定することが適当でない事項については、スケジュール上「要検討」としている。試験栽培・醸造の進捗や成果、民間事業者の意向等を踏まえながら具体化していく。
-

※本スケジュールは現時点での想定であり、今後の実証結果、地域未来交付金の交付決定、関係者との調整等により変更する場合がある。

梅ケ島小中学校 調理室

資料３



調理室	
床	エポキシ系樹脂塗床
巾木	エポキシ系樹脂塗装
腰	
壁	コンクリート打放し VP
開口	建具
天井	石膏ボード(ケイカル板)下地 ビニルクロス貼
備考	床下点検口 アルミ 600□

前室	
床	エポキシ系樹脂塗床
巾木	エポキシ系樹脂塗装
腰	
壁	コンクリート打放し VP
開口	建具
天井	石膏ボード(ケイカル板)下地 ビニルクロス貼
備考	床下点検口 アルミ 600□

休憩室	
床	エポキシ系樹脂塗装・カーペット敷
巾木	塗装(OP) OS
腰	
壁	石膏ボード下地 ビニルクロス
開口	建具
天井	ケイカルボード 岩綿吸音板
備考	

ボンベ室	
床	コンクリート金ゴテ仕上
巾木	コンクリート打放し
腰	
壁	コンクリート打放し
開口	
天井	コンクリート打放し
備考	ボンベ架台

食品庫	
床	エポキシ系樹脂塗床
巾木	コンクリート打放し
腰	
壁	コンクリート打放し
開口	建具
天井	ケイカルボード貼 VP
備考	床下点検口 アルミ 600□

配膳室	
床	エポキシ系樹脂塗床
巾木	塗装 プラスター 塗
腰	
壁	特殊プラスター塗
開口	建具
天井	石膏吸音ケイカル板 VP 目透し貼
備考	床下点検口 アルミ 600□

調理室高さ:2,755㎜　調理室等面積(個票上):197㎡

①



②



③



④



⑤



⑥

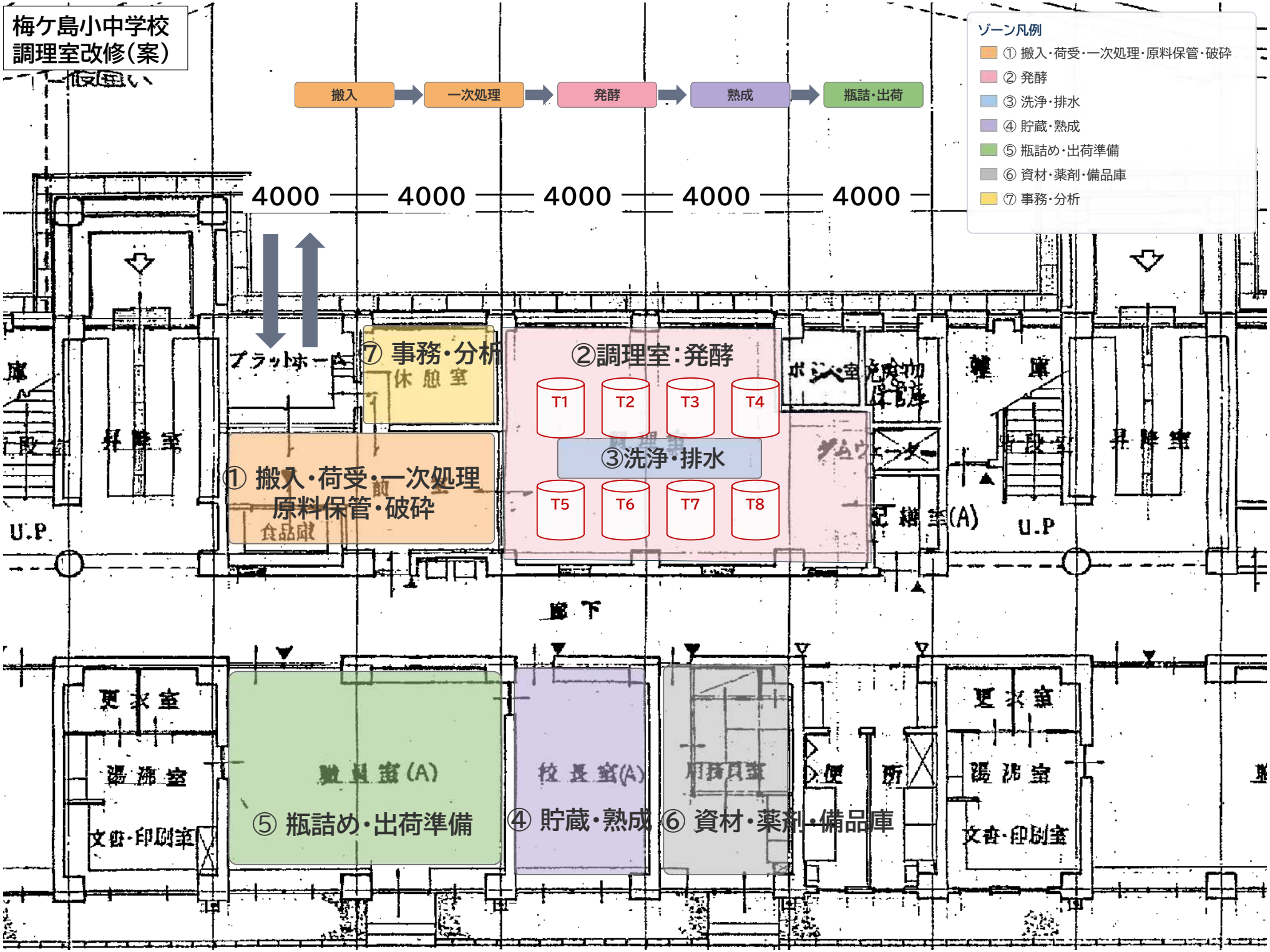


⑦



⑧




梅ケ島小中学校
調理室改修(案)
搬入
一次処理
発酵
熟成
瓶詰・出荷
ゾーン凡例
① 搬入・荷受・一次処理・原料保管・破砕
② 発酵
③ 洗浄・排水
④ 貯蔵・熟成
⑤ 瓶詰め・出荷準備
⑥ 資材・薬剤・備品庫
⑦ 事務・分析
4000
4000
4000
4000
4000
プラットホーム
⑦ 事務・分析
休憩室
②調理室:発酵
T1
T2
T3
T4
③洗浄・排水
T5
T6
T7
T8
① 搬入・荷受・一次処理
原料保管・破砕
⑤ 瓶詰め・出荷準備
④ 貯蔵・熟成
⑥ 資材・薬剤・備品庫
U.P
U.P
廊下
更衣室
湯沸室
更衣室
湯沸室
便所